

整備マニュアルの見方

1 整備基準(太字:ゴシック)

「福井県福祉のまちづくり条例」の施行規則で定めたもので、障がい者や高齢者等が安全かつ円滑に利用できる整備内容を規定したものです。

2 誘導基準(●)

ハートビル法の利用円滑化誘導基準の内容の主な部分を、望ましい整備内容として示しています。

3 設計上の参考(・)

設計上参考となる事項を、福井県福祉環境整備指針等を基に望ましい整備内容として示しています。

4 備考

「整備基準」や「設計上の参考」の内容を補足、解説したものです。

5 図・イラスト

図・イラストにより、例として具体的なイメージを表しています。